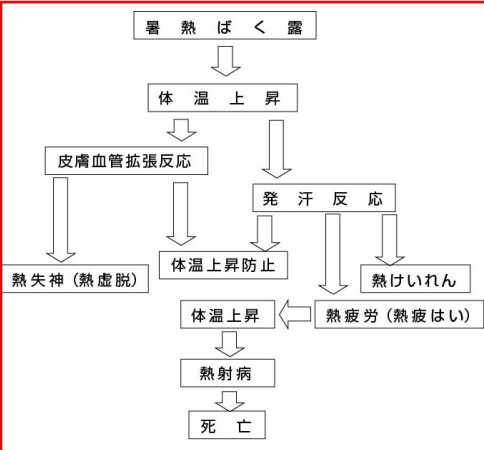
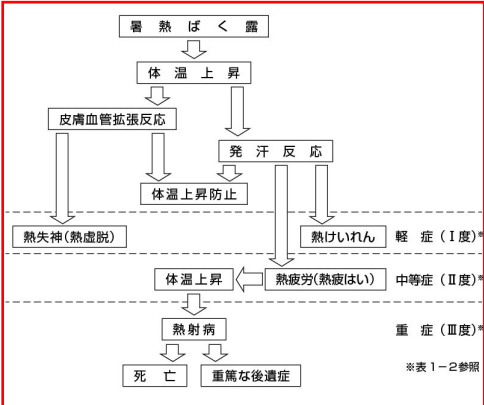
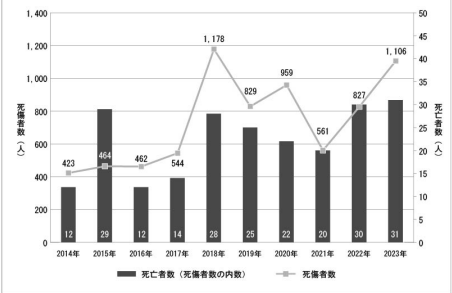
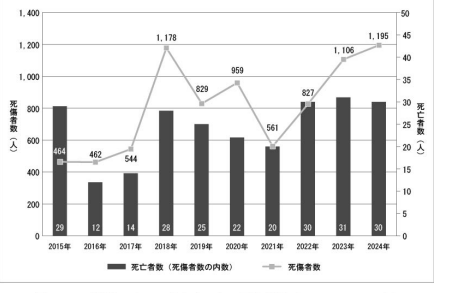
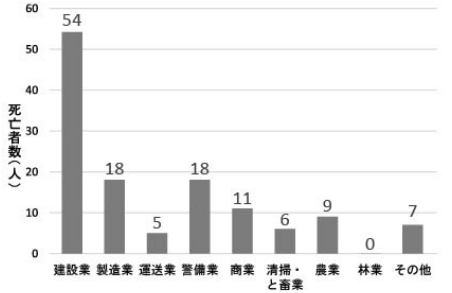
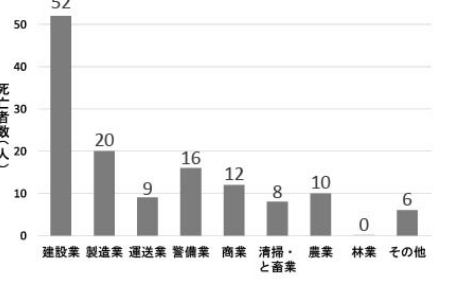


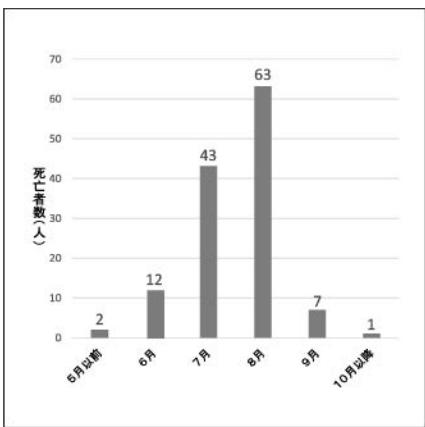
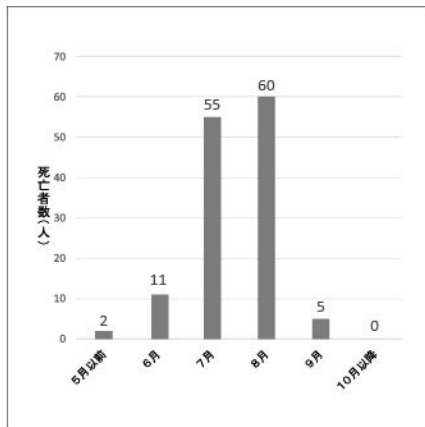
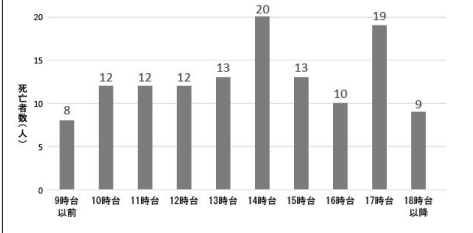
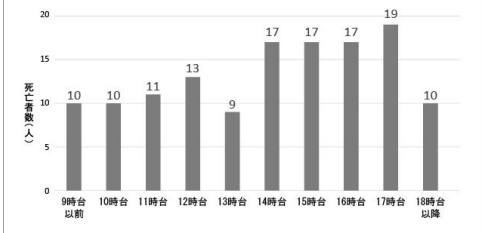
<新旧対照表> 第5版 令和7年4月30日

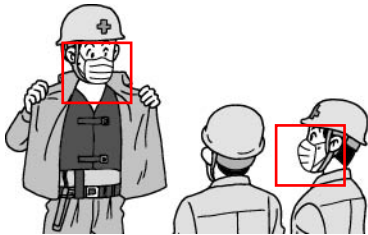
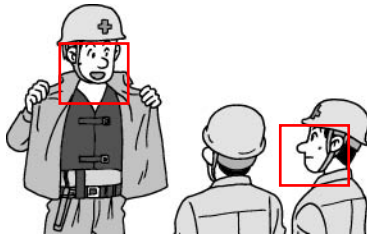
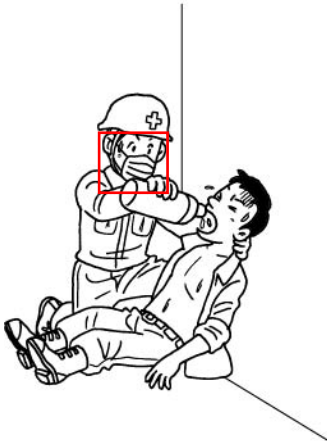
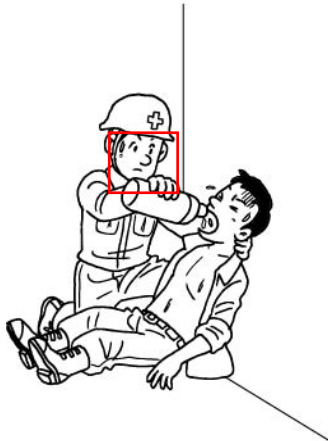
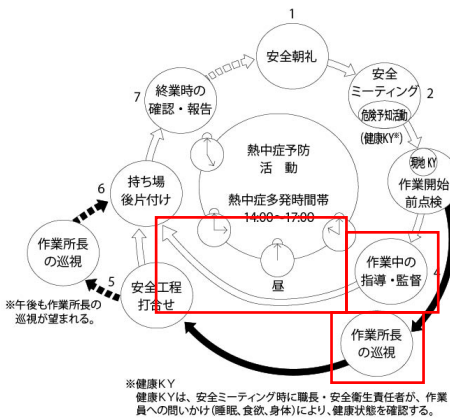
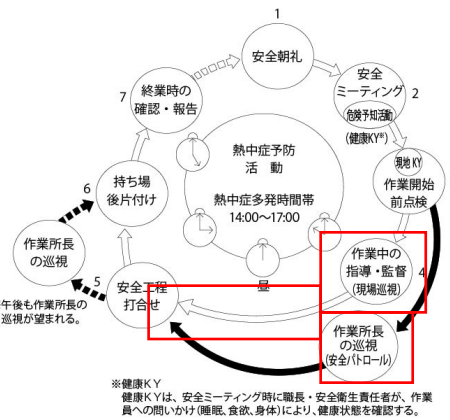
【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

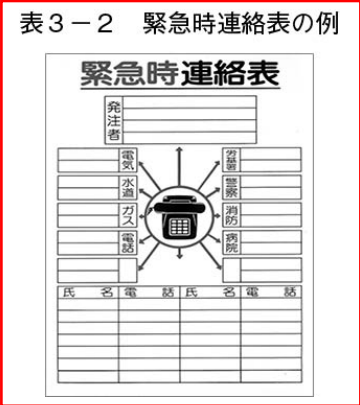
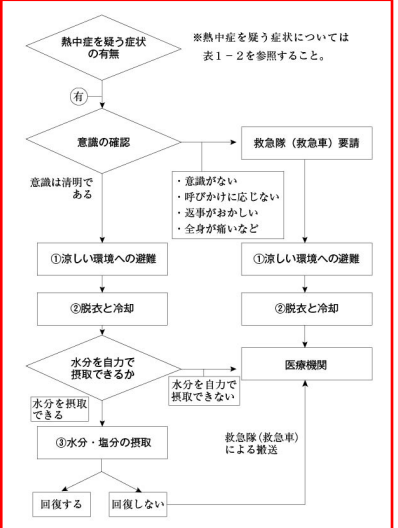
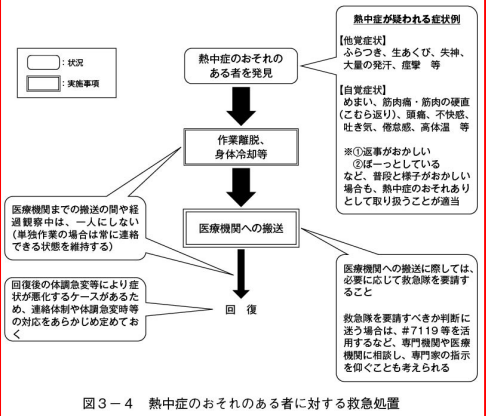
※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

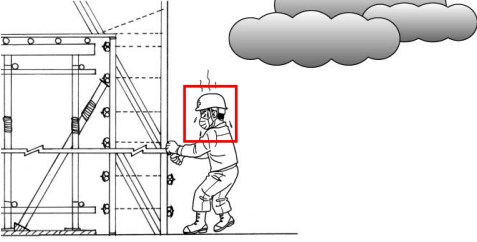
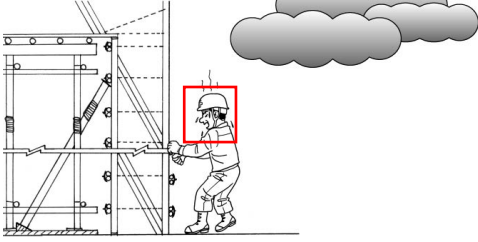
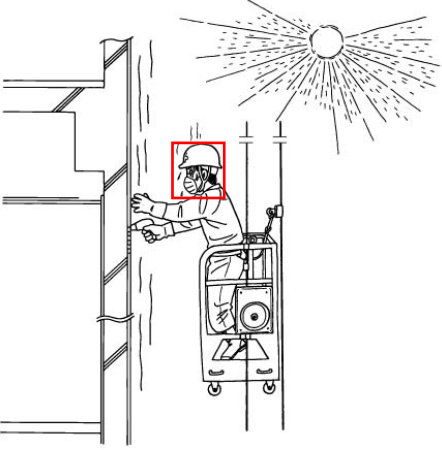
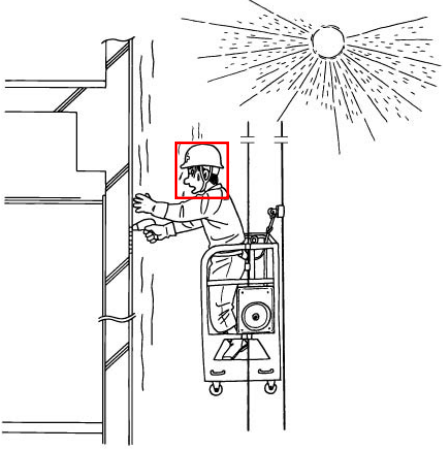
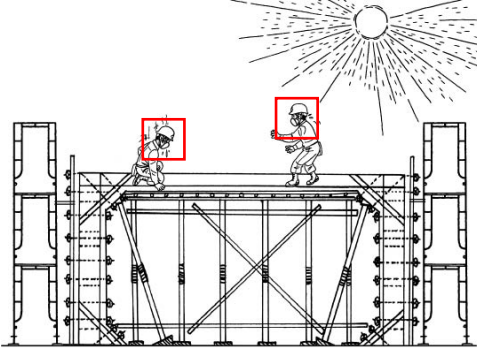
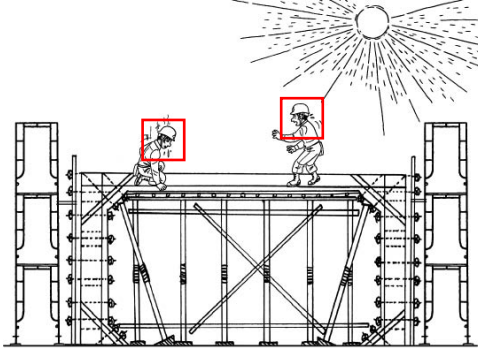
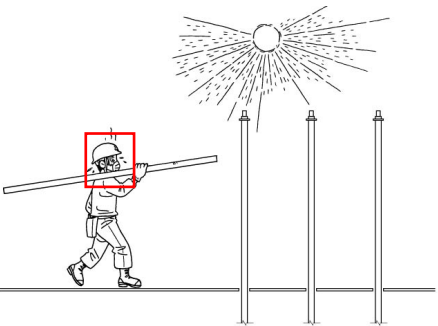
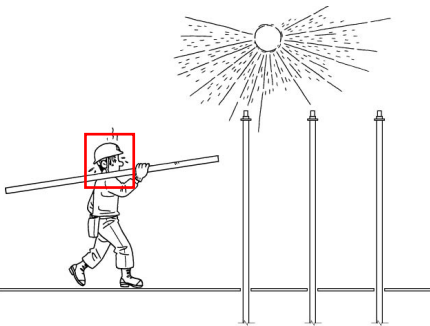
(旧版) 第4版(令和6年6月14日) No.235620			(新版) 第5版(令和7年4月30日) No. 236520		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
表紙	タイトル	(赤枠を削除) 	表紙	タイトル	
10	図1-1 暑熱ばく露時の体温調節反応と熱中症の発生メカニズム	(赤枠を修正) 	10	図1-1 暑熱ばく露時の体温調節反応と熱中症の発生メカニズム	
12	下から9行目	以上の症状がなくても、本人が体調の異変を訴えたら、素人判断せずに速やかに作業を中止して救急車を呼ぶのが望ましいと言えます。 (右記の下線部を追加)	12	下から9行目	以上の症状がなくても、本人が体調の異変を訴えたら、素人判断せずに速やかに作業を中止して<u>身体を冷やし</u>、救急車を呼ぶのが望ましいと言えます。

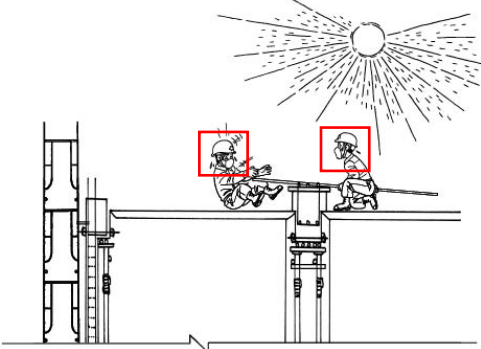
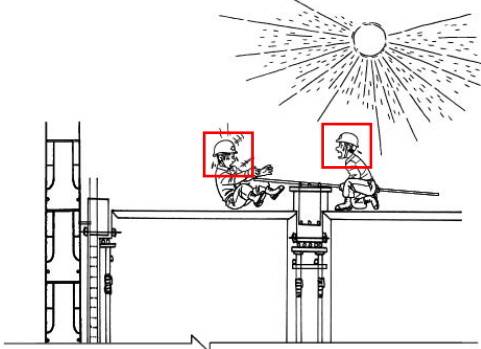
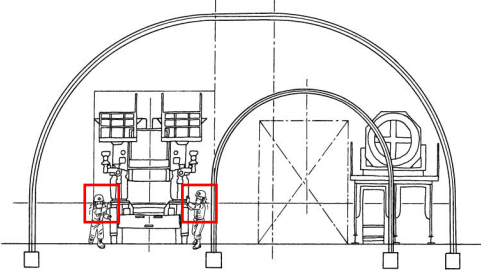
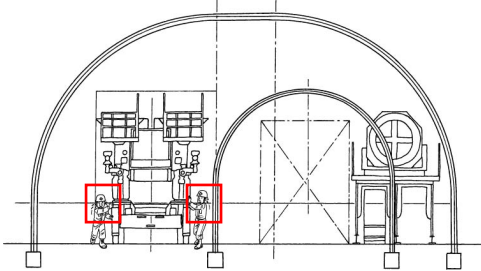
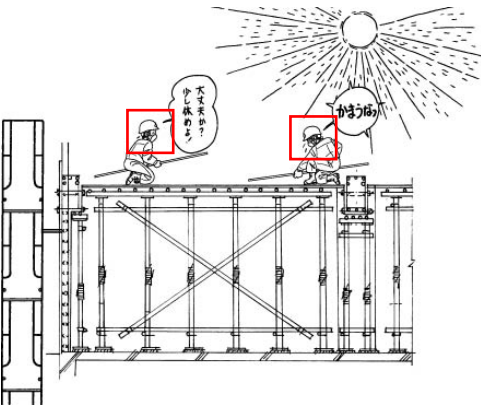
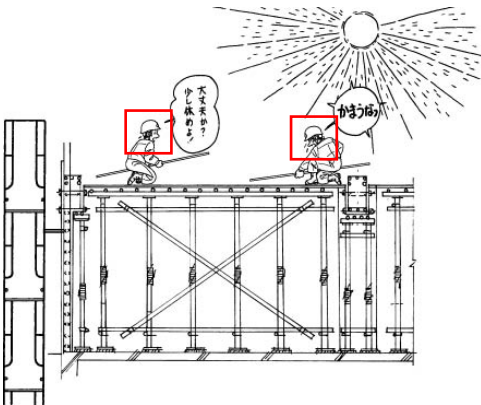
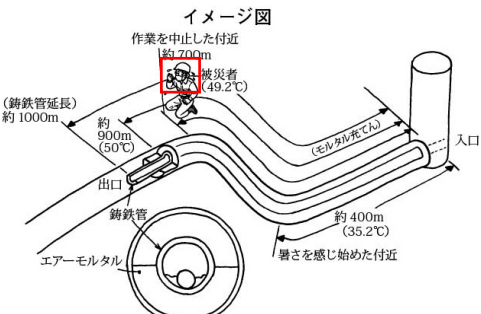
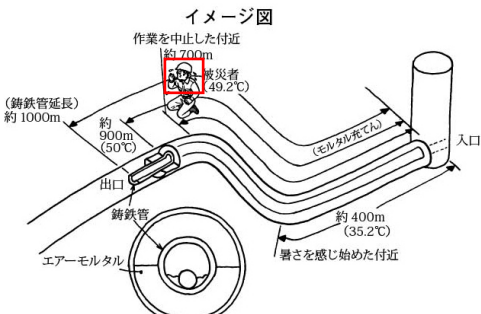
(旧版) 第4版(令和6年6月14日) No.235620			(新版) 第5版(令和7年4月30日) No. 236520		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
13	上から 9行目	(4) 体重が作業前から1.5%を超えて減少した場合 (右記の下線部を追加)	13	上から 9行目	(4) 体重が作業前から1.5%を超えて減少した場合 <u>(尿の色を確認する)</u>
15	上から 2行目	過去10年間(2014～2023年)の職場での熱中症による死亡者数は、毎年20～30人で推移しています。 また、死傷者数においては、2018年に1,178人と最多となり、それまでも400～500人台で推移しています。それ以降も900人前後で推移しています。 熱中症による死傷者数は、令和5年(2023年)に1,106人となりました。うち死亡者数は、31人となっています。 (右記に変更)	15	上から 2行目	過去10年間(2015～2024年)の職場での熱中症による死亡者数は、毎年20～30人で推移しています。 熱中症による死傷者数は、令和6年(2024年)に1,195人と最多になりました。うち死亡者数は、30人となっています。
15	図1-2 職場における熱中症による死傷者数 (2014～2023年)	(赤枠を修正)  図1-2 職場における熱中症による死傷者数(2014～2023年)	15	図1-2 職場における熱中症による死傷者数 (2015～2024年)	 図1-2 職場における熱中症による死傷者数(2015～2024年)
16	図1-3 熱中症による死亡災害の業種別発生状況 (2019～2023年計)	(赤枠を修正)  図1-3 熱中症による死亡災害の業種別発生状況(2019～2023年計)	16	図1-3 熱中症による死亡災害の業種別発生状況 (2020～2024年計)	 図1-3 熱中症による死亡災害の業種別発生状況(2020～2024年計)

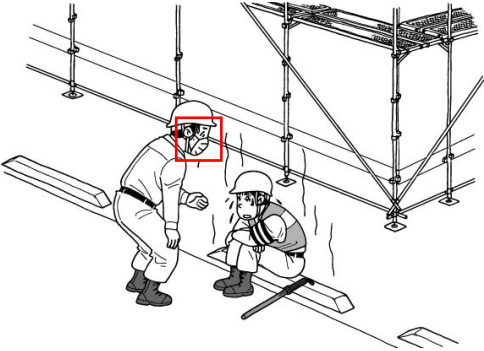
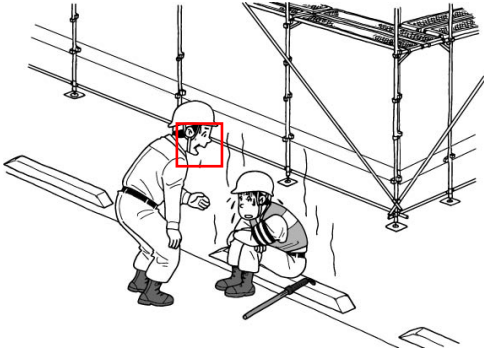
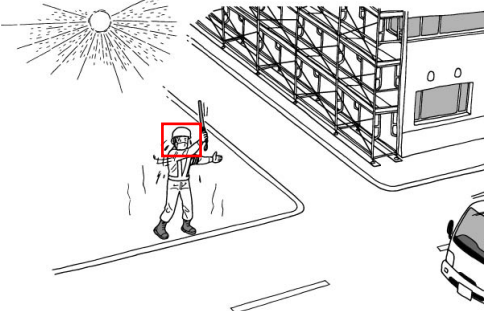
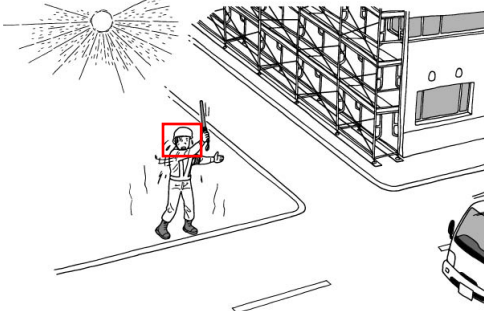
(旧版) 第4版(令和6年6月14日) No.235620			(新版) 第5版(令和7年4月30日) No. 236520		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
16	図1-4 熱中症による死亡災害の月別発生状況 (2019～2023年計)	(赤枠を修正)  図1-4 熱中症による死亡災害の月別発生状況 (2019～2023年計)	16	図1-4 熱中症による死亡災害の月別発生状況 (2020～2024年計)	 図1-4 熱中症による死亡災害の月別発生状況 (2020～2024年計)
16	図1-5 熱中症による死亡災害の時間別発生状況 (2019～2023年計)	(赤枠を修正)  図1-5 熱中症による死亡災害の時間別発生状況 (2019～2023年計)	16	図1-5 熱中症による死亡災害の時間別発生状況 (2020～2024年計)	 図1-5 熱中症による死亡災害の時間別発生状況 (2020～2024年計)
29	上から1行目	たはナトリウム40～80mg/100mℓのスポーツドリンク・経口補水液等を、20～30分ごとにコップ1～2杯程度は摂取することが望ましいです。 (下線部を修正)	29	上から1行目	たはナトリウム40～80mg/100mℓのスポーツドリンク・経口補水液等を、20～30分ごとを目安にコップ1～2杯程度、こまめに摂取することが望ましいです。
29	上から11行目	塩分を含まない飲料を摂取する時は、同時に塩分も摂取するように心がけることが大切です(塩、梅干し、熱中飴等)。作業中はのどが乾くを感じなくても、20～30分ごとにスポーツドリンク・経口補水液などを摂取することが必要です。 (下線部を修正)	29	上から11行目	塩分を含まない飲料を摂取する時は、同時に塩分も摂取するように心がけることが大切です(塩、梅干し、熱中飴等)。作業中はのどが乾くを感じなくても、20～30分ごとを目安にスポーツドリンク・経口補水液などをこまめに摂取することが必要です。

(旧版) 第4版(令和6年6月14日) No.235620			(新版) 第5版(令和7年4月30日) No. 236520		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
29	イラスト	(赤枠を修正) 	29	イラスト	
36	イラスト	(赤枠を修正) 	36	イラスト	
46	図2-2 安全施工 サイクル に伴う熱 中症予防 活動	(赤枠を修正)  ※健康KY 健康KYは、安全ミーティング時に職長・安全衛生責任者が、作業員への問いかけ(睡眠、食欲、身体)により、健康状態を確認する。	46	図2-2 安全施工 サイクル に伴う熱 中症予防 活動	 ※健康KY 健康KYは、安全ミーティング時に職長・安全衛生責任者が、作業員への問いかけ(睡眠、食欲、身体)により、健康状態を確認する。
49	下から 2行目	⇒熱中症の警戒に至らないためには、熱中症の発症に備えて、作業所で緊急連絡網を整備しておく必要があります。 (下線部を修正)	49	下から 3行目	⇒熱中症の警戒に至らないためには、熱中症の発症に備えて、作業所で緊急連絡網を整備するなど、重篤化を防止するために必要な措置の内容や実施手順をあらかじめ定め、作業員に対して周知しておく必要があります。

(旧版) 第4版(令和6年6月14日) No.235620			(新版) 第5版(令和7年4月30日) No. 236520		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
51	表3-2 緊急時連絡表の例	(赤枠を修正) 表3-2 緊急時連絡表の例 	51	図3-3 ポスターによる作業員への周知	 図3-3 ポスターによる作業員への周知
51	下から8行目	設現場における熱中症発生時の救急処置について、<u>図3-3</u>に示すとおりです。 (下線部を修正)	52	上から3行目	建設現場における熱中症発生時の救急処置について、<u>図3-4</u>に示すとおりです。
52	図3-3 熱中症の救急処置 (現場での応急処置)	(赤枠を修正)  図3-3 熱中症の救急処置(現場での応急処置)	52	図3-4 熱中症のおそれのある者に対する救急処置	 図3-4 熱中症のおそれのある者に対する救急処置
53	下から1行目	なお、熱中症の症状別救急処置については、<u>表3-3</u>に示すとおりです。 (下線部を修正)	53	下から1行目	なお、熱中症の症状別救急処置については、<u>表3-2</u>に示すとおりです。
54	表3-3 熱中症の症状別救急処置	<u>表3-3</u> 熱中症の症状別救急処置 (下線部を修正)	54	表3-2 熱中症の症状別救急処置	<u>表3-2</u> 熱中症の症状別救急処置

(旧版) 第4版(令和6年6月14日) No.235620			(新版) 第5版(令和7年4月30日) No. 236520		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
57	イラスト	(赤枠を修正) 	57	イラスト	
58	イラスト	(赤枠を修正) 	58	イラスト	
60	イラスト	(赤枠を修正) 	60	イラスト	
61	イラスト	(赤枠を修正) 	61	イラスト	

(旧版) 第4版(令和6年6月14日) No.235620			(新版) 第5版(令和7年4月30日) No. 236520		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
62	イラスト	(赤枠を修正) 	62	イラスト	
63	イラスト	(赤枠を修正) 	63	イラスト	
64	イラスト	(赤枠を修正) 	64	イラスト	
65	イラスト	(赤枠を修正) 	65	イラスト	

(旧版) 第4版(令和6年6月14日) No.235620			(新版) 第5版(令和7年4月30日) No. 236520		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
66	イラスト	(赤枠を修正) 	66	イラスト	
67	イラスト	(赤枠を修正) 	67	イラスト	

(旧版) 第4版(令和6年6月14日) No.235620			(新版) 第5版(令和7年4月30日) No. 236520		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
75	下から 12行目	(右記を追加)	75	上から 23行目	(熱中症を生ずるおそれのある作業) 第612条の2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。 2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。 (第612条の2 新設 令和7年6月1日から施行)
86 ～ 96	参考 2.	(令和7年の実施要綱に差替え) 参考 2. 令和6年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱 令和6年2月27日制定 1 趣旨 夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係者行とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。 昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上 の死者1,045人、うち死者は28人となっている。業種別みると、死者数については、建設業202件、製造業220件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を徹底出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていないかった。このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。 2 期間 令和6年5月1日から9月30日までとする。 なお、令和6年4月を準備期間とし、令和6年7月を重点取組期間とする。 3 主眼 厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 4 協賛 公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 5 後援(予定) 関係者行	86 ～ 96	参考 2.	参考 2. 令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱 令和7年2月28日制定 1 趣旨 夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、ここ数年、重篤化して死亡に至る事例が年間30人程度発生する状態が続いていることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係者行とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。 昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上 の死者1,195人、うち死者は30人となっている。業種別みると、死者数については、建設業216件、製造業227件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業、製造業及び運送業の順に多く、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症の発症時、緊急時の措置の確証、適切な実施を徹底出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていない事例もあった。このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体内部や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。 なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。 2 期間 令和7年5月1日から9月30日までとする。 なお、令和7年4月を準備期間とし、令和7年7月を重点取組期間とする。 3 主眼 厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 4 協賛 公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 5 後援(予定) 関係者行

(旧版) 第4版(令和6年6月14日) No.235620			(新版) 第5版(令和7年4月30日) No. 236520		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
102	熱中症注意喚起ポスター	(赤枠を修正)  	102	熱中症注意喚起ポスター	   